

○国土交通省告示第千百八十号

道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第二条の規定に基づき、令和三年八月十日付けで同法第二条の規定による改正後の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四十六第一項の指定登録確認機関として次の法人を指定したので、同法第四十八条の四十八第一項の規定に基づき公示する。

令和三年八月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 名称

一般財団法人道路新産業開発機構

二 住所

東京都文京区関口一丁目二十三番六号

三 指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲

道路法第四十八条の四十九第一号に規定する登録等事務（同法第四十八条の五十第一項第四号に規定する事務を除く。）並びに同法第四十八条の四十九第三号に規定する業務として行う限度超過車両に係る通行制度の利便性向上及び適切な通行に資する業務

四 道路交通管理業務を行う事務所の所在地

東京都文京区関口一丁目二十三番六号

五 道路交通管理業務の開始の日

令和四年四月一日